

令和7年4月21日

お 知 ら せ

課 名	脱炭素社会推進課
担 当	大坪・竹本
内 線	3052・3046
直 通	086-226-7298

自家消費型太陽光発電設備等の導入を支援します【事業者向け】

岡山県では、再生可能エネルギーの普及拡大により、県内の温室効果ガス排出量の削減につなげるため、県内事業者等を対象に、自家消費型の太陽光発電設備又は自家消費型の太陽光発電設備と併せて蓄電池を導入するための費用の一部を予算の範囲内で補助します。

1 対象事業

- (1) 太陽光発電設備の設置（施設の屋根への設置、事業所内の未利用地への設置、駐車場へのソーラーカーポートの設置も対象になります。）
- (2) (1) と併せて設置する蓄電池

2 対象者

- (1) 県内に事業所を有する法人（国、国の所管する独立行政法人及び地方公共団体を除く。）、青色申告を行っている個人事業主
- (2) PPA・リースを行う民間事業者（（1）に導入する場合に限る。）

3 補助額（上限額）

- (1) 太陽光発電設備：1kWあたり5万円（上限：800万円）
※ 太陽光パネルとパワーコンディショナーの出力の低い方の値（小数点以下切り捨て）に乗じて算出
- (2) 蓄電池：蓄電池価格（工事費込・税抜）の1/3（上限：200万円）
※ 蓄電池の価格が16万円/kWhを超える場合は、16万円/kWhとして算出

4 申請受付期間

2025（令和7）年4月21日（月）から
2025（令和7）年6月13日（金）まで

5 備考

- ・応募後、県で審査を実施し、採択された案件のみ交付申請できます。
- ・補助には要件があります。主な要件は裏面のとおりです。
- ・この事業は環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を財源にしています。
- ・詳細は脱炭素社会推進課の当該事業に係るホームページを確認してください。

URL：<https://www.pref.okayama.jp/page/964724.html>

（裏面あり）



主な補助要件

- (1) 本補助金の他に、法律又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施するものではないこと。
- (2) 未使用の設備を県内の事業所（需要地内※に設置するものに限る。）に導入すること。（屋根置きその他、事業所内未利用地への野立て、駐車場へのソーラーカーポートも対象）※隣接地や近接地（道路や水路等で隔てられているもの）であって、需要地と一体で管理されている場所を含む
- (3) 設置する太陽光パネル及びパワーコンディショナーの出力のいずれか少ない方が10kW以上であること。（同一敷地内に同時に複数箇所設置する場合はその合計出力）
- (4) 本事業により導入する太陽光発電設備で発電する電力量の50%以上を自家消費すること。
- (5) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第9条第4項に基づくFIT又はFIPの認定を取得しないこと。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給を行わないこと。
- (7) 発電量を計測する機器を備えること。
- (8) 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。
- (9) 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- (10) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。
- (11) ソーラーカーポートを除き、新築する建築物への太陽光発電設備の設置は補助の対象外とする。
- (12) 太陽光発電設備を岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例（令和元年条例第47号）第2条第4号に規定する設置禁止区域及び同条第5号に規定する設置に適さない区域に設置する場合は補助の対象外とする。ただし、建築物に設置されるものを除く。
- (13) 蓄電池は（3）の付帯設備であり、業務用（20kWh以上）であること。

※上記以外の要件もあります。

詳細は脱炭素社会推進課のウェブサイトを御確認ください。